

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

## 1月の行事予定

18(月)	公益事業推進委員会	16:00	法人会事務局
29(金)	正副会長会議	13:00	いであ榊GEカレッジホール
	役員推薦委員会	13:30	いであ榊GEカレッジホール
	理事会	15:00	いであ榊GEカレッジホール

## 3月の行事予定

14(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館
18(木)	正副会長会議	午後	玉川区民会館
	役員推薦委員会	午後	玉川区民会館
	理事会	午後	玉川区民会館
21(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館

1月・2月・3月の行事予定は12月20日現在のものです  
★印は一般の方も参加できる行事です  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

## 2月の行事予定

8(月)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
------	----------	-------	-------

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
事務局／東京都世田谷区玉川2丁目1番15号  
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992  
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索 

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

令和3年2月分の源泉所得税の納付期限	令和3年3月10日(水)
令和2年12月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和3年3月1日(月)
令和3年6月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和3年3月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	令和3年3月1日(月)
令和3年3月決算法人の第3四半期分、3年6月決算法人の半期分・第2四半期分、3年9月決算法人の第1四半期分	
令和3年3月分の源泉所得税の納付期限	令和3年4月12日(月)
令和3年1月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和3年3月31日(水)
令和3年7月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和3年3月31日(水)
消費税の中間申告期限・納付期限	令和3年3月31日(水)
令和3年4月決算法人の第3四半期分、3年7月決算法人の半期分・第2四半期分、3年10月決算法人の第1四半期分	

消費税の  
期限内納付を  
お願いいたします。

---

令和2年12月吉日

公益社団法人玉川法人会会員各位

公益社団法人玉川法人会

会長 阿部友太郎

## 「新年賀詞交歓会」及び「新春記念講演会」の 開催中止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会活動にご支援ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、毎年年初めに開催しております「新年賀詞交歓会」及び「新春記念講演会」につきまして、未だ新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えないこともあり、皆様の健康と安全の確保を第一に考慮しました結果、開催中止を正式決定いたしました。

つきましては、例年ご出席をお願いしておりますところ、大変残念ではございますが、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

## 理事会・委員会・支部・部会・同好会 活動報告

### 令和2年度第4回理事会（WEB会議併用）

日時 11月24日(火) 15:00～17:00

場所 いであ株式会社 本社

「GE カレッジホール」

参加数 38名 WEB参加数 25名

次第

1. 会長(代表理事)より業務遂行状況の報告
2. 税務署長挨拶
3. 報告事項
  - (1) 大型保障制度「想いをつないで50年 キャンペーン」
  - (2) 令和2年度 監事中間監査報告
  - (3) 令和3年度予算案策定計画
  - (4) マイナンバーカード等理事・監事アンケートの結果
  - (5) HABATAKI 61号 クーポン企画の説明



WEBで参加する理事の皆さん

- (6) 令和元年度 会員勸奨実績上位3支部表彰
- (7) 会館建設見直し計画経過報告
- (8) 業務執行理事から業務遂行状況の報告（書面による報告）

#### 4. 審議事項

- (1) 令和3年度－4年度 役員推薦委員会設置について
- (2) 令和3年新年賀詞交歓会について
- (3) 創立70周年記念事業について
- (4) 新春記念講演会について
- (5) 委員会委員変更
- (6) 事業内容変更届け

今回は初めてのWEBを取り入れた理事会となりました。

全員が揃うまでに時間がかかりましたが、やればできると皆、思ったのではないのでしょうか。

もちろん一堂に会するのに越したことはないですが、1歩ずつの進歩と置いていければ良いのではないのでしょうか。



## 税制委員会

### 令和3年度税制改正に関する提言書を提出

日時 11月16日(月) 13:00～

場所 衆議院第二議員会館

(世田谷区には保坂世田谷区長に郵送)

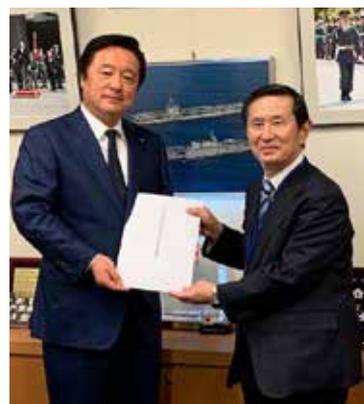
訪問数 2名

「令和3年度税制改正に関する提言」を11月16日(月)13:00に地元選出の若宮健嗣衆議院議員を訪問し手渡ししてきました。世田谷区長は先方の「不要不急の面会は避けたい」との意向がありましたので今回は世田谷法人会・北沢法人会との3者連名で提言書を郵送にてお届けしました。

若宮衆議院議員へは、永田町の衆議院第二議員

会館へ大島税制委員長と松村専務理事の2名で訪問しました。

若宮議員には「提言」の内容を説明し、特に新型コロナウイルス感染症予防のため巨額の財政出動はやむを得ないもののその穴埋めについて検討を進めるべきこと、財政健全化の着実な実行、社会保障の適正な負担と給付



若宮代議士に提言書提出の大島委員長

の実行、行財政改革とくに地方議会の改革の徹底、償却資産税の廃止などを要望しました。若宮議員は、提言書を見て読みながら説明を聞かれ、行政改革として印紙税の廃止の検討などに言及され、ご自身が自由民主党の安全保障委員会の委員長に就任されたこともあり、新型コロナウイルス感染症予防と産業の活性化や、国民の生活の安全、脱

炭素政策から電気自動車の普及、それに伴うエネルギー源を何処に求めるかなど多岐にわたってお話をいただきました。7回目の訪問となり和気あいあいとした訪問となりました。地元選出の衆議院議員として「皆様の発展のために力を尽くします」とのメッセージもいただきました。

(税制委員会 委員長 大島 光隆)

## マイナンバー研修会

### マイナンバー研修会

日時 12月15日(火) 14:00～15:00  
場所 玉川税務署 3階会議室  
講師 内閣府番号制度担当室内閣参事官 前 唯一様  
東京国税局総務部企画課長 佐藤 寿一様  
参加数 27名

マイナンバーカード・マイナポータルを使って、どのようなことができるのか、また今後はどのようなことができるようになるのかをテーマに講演会が行われました。今回はコロナ対策もあり、限られた人数ということで、玉川法人会と税理士会玉川支部のメンバーに声かけられました。デジタル庁の新設と共に注目され始めたマイナンバーカードですが、その現状とこれからの可能性を知る良い機会となりました。会場は出席者分のパソコンや、1人ずつ透明の板で仕切られており、コロナ禍での厳重な感染防止の中で行われました。

マイナンバーカードは誰でも知っていて、コン

ビニなどで住民票をとったりと利便性は感じていましたが、マイナポータルというサイトがあってそこにいくと自分の戸籍情報などを見ることができるまでは知りませんでした。今回の講習会でマイナンバーカードにはメモリチップなどがあるけどそれは情報を読み取りにいくためのもので、カード中に個人情報が入っているわけではないということもわかりました。また来年3月からは健康保険証も兼ねることになり、その予約もマイナポータルサイトで行いました。さらには免許証なども計画されているとのこと。マイナンバーカードの自分の写真と本人の顔認証を照らし合わせて個人確認を行えるなど便利な仕組みもあり、これは皆が使って普及すればもっと便利になると思わせる内容でした。ちなみにマイナンバーカードの普及率は令和2年11月30日時点で2928万枚(全住民に占める割合23.0%)で令和4年までに全員が持つようにしたいというのが目標です。

(文責：広報委員会)

## 第1・2支部

### 第1支部、第2支部共催

～地域の歴史を学ぼう～

### 『もっと知りたい地域の歴史・パート⑤』

日時 11月18日(水) 18:30～20:00  
場所 奥沢区民センター・第1集会室  
講師 奥沢地誌保存会 染野 和夫氏  
参加数 37名

今年で5回目となる第1・2支部共催の公益事業である～地域の歴史を学ぼう～『もっと知りたい地域の歴史・パート⑤』のセミナーが奥沢地誌保存会 染野和夫氏を講師に招いて行われました。このセミナーは、第1支部単独のセミナーでしたが、昨年度から第1・2支部共催のセミナーとな

りました。今年度は6月と11月に開催する予定になっていましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、残念ながら6月のセミナーは中止になってしまいました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を万全にして開催いたしました。皆様から、「待ってました」とお声があるほど、このセミナーは好評で、大勢の方にご出席いただきました。

セミナーは、「玉川地域の町名の由来と沿革」についてで、私たちの地域に関する身近な内容だったので、とても熱心に受講されていました。

世田谷区は、5つの地域に区分され、各々に総合支所が置かれています。玉川地域は、世田谷区南部に位置し、19の町域により構成されていま

す。今回は、「奥沢」「東玉川」「玉川田園調布」「尾山台」の町名の由来と沿革を勉強いたしました。

染野講師のお話が大変面白く、蘊蓄のある興味深い内容なので、あっという間に時間が過ぎてしまい、資料が30ページあるのですが、15ページ

までしか終わることが出来ませんでした。

来年度も引き続きセミナーを開催する予定です。皆様ぜひご参加ください。

(第2支部 支部長 出澤 素賀子)

## 第1・2・3支部

### 第1・2・3支部ゴルフコンペ

日時 11月5日(木)

場所 森永高滝カントリー倶楽部

参加数 21名(6組)

昨年同様、森永高滝カントリー倶楽部を会場として、コンペを開催いたしました。

コロナ禍のなか、予想以上にご参加いただきありがとうございます。

暑くなく寒くなく風もなく、絶好のゴルフ日和にて、私はゴルフ場でゆっくり朝食をいただいて、集合時間前には全員到着を確認いたしました。井上第1支部長、出澤第2支部長、森第3支部副支

部長のご挨拶、ルール説明等の後、気持ちよくプレーさせていただきました。時世に鑑み、現地集合現地解散。表彰式は行わず、プレー後少々お休み頂いて流れ解散といたしました。

優勝は、第3支部・萩原則之氏。2・3位はゲスト参加の第1支部 笠原秀明氏、本多宏城氏。

機械の進歩で成績もプレー後直ぐ集計されたので、お帰りまでに成績表をお渡し出来た方もあり、第1・2・3支部各支部長からの豪華賞品等も後日お渡しいたしました。ご協力たいへんありがとうございました。(第1支部 坂下 康之)



## 青年部会

### 東法連青連協ゴルフコンペ

日時 10月13日(火)

場所 高坂カントリーゴルフクラブ

参加数 2名(全参加者43名)

毎年恒例の東法連青連協ゴルフコンペが開催されました。今回はコロナ渦ということもあり、各部会1名、委員1名の合計43名での開催となりました。玉川法人会青年部会からは2名にて参加、同組には向島、中野の各法人会の副部会長の方々



と交流を深めました。表彰式は、密を防ぐため、ソーシャルディスタンスを保ちながら短時間での終了となりました。晴天にも恵まれスポーツ日和

の一日となりました。

(青年部会 広報委員 廣瀬 幸子)

\*\*\*\*\*

### 第2回全体連絡会

日時 9月28日(月) 18:00~20:00

場所 オンライン

参加数 16名

今年度2回目の全体連絡会をオンラインを利用して非対面形式で開催いたしました。第1部は新型コロナウイルス感染症が収束せず、計画していた事業がなかなか行われなところですが、その中で試行錯誤しながら事業実施に向けて、計画の発表が各担当からありました。

また、参加いただきました協力保険会社の大同生命、AIG損保からも限られた時間の中でしたがお話をいただきました。

コロナ禍ですが、今出来ることをやって進んでいきます。

第2部では、台風シーズンの今だから知ってお

きたい火災保険の実務に関する特別勉強会を開催。昨年の台風においての支払い事例などについて学びました。この後は、オンライン飲み会。時間も忘れ楽しいひと時を過ごしました。

(青年部会 副部会長 永田 登一)



## 釣り同好会

日時 10月25日(日) 6:30~

場所 金沢漁港「忠彦丸」

参加数 6名

コロナ禍の中、釣り同好会有志で集まりました。10月25日の船は忠彦丸(金沢漁港)。朝6時30分集合でした。テナヤ太刀魚船参加者6名です。全員がテナヤ釣り初体験。船長からレクチャーしていただき、大型の太刀魚を狙いました。

6名の釣果は3、2、2、2、0となっ

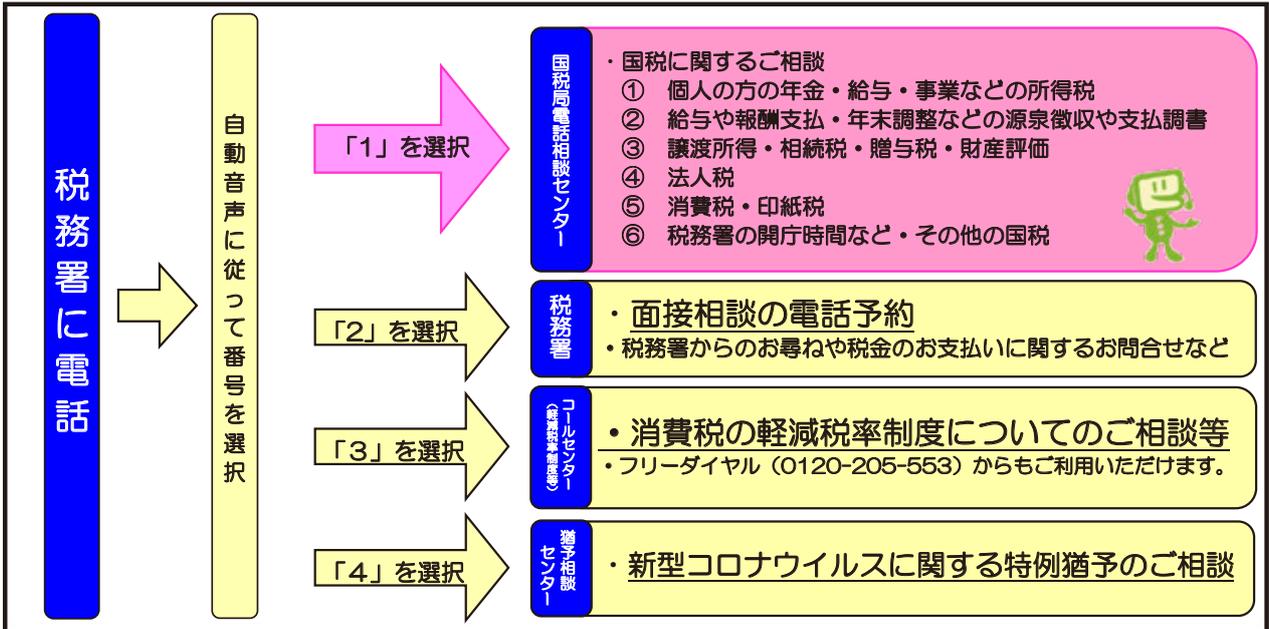
てい。釣り同好会の代表幹事である中山さん1人がオデコでした。中山さんは鈴木新さんから1匹分けてもらい本日のおかずの調達はOK。他の人は、110~125センチはある太刀魚が2~3匹あり、充分のお土産になりました。鍋島さんが写っておりませんがどこに行ってしまったのでしょうか？

次回はヒラメかワラサ釣りに挑戦します。参加希望者は丸山(090-3218-8775)まで連絡ください。コロナ対策十分で発船します。

(釣り同好会 幹事 丸山 正高)



# 電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



## 税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

**まずは、電話で相談日時をご予約ください。**  
(音声案内に従って「2」を選択)



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

タックスアンサー

検索

携帯電話等で右のコードを読み取るとアクセスできます



東京国税局・税務署

# チャットロボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は、令和2年10月28日から  
所得税の確定申告のご相談は、令和3年1月12日から



税務職員ふたば

税に関する疑問は、  
AIチャットロボットの  
**ふたば** に  
ご相談ください。

**24時間**いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

## AIチャットロボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットロボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用  
はこちらから！



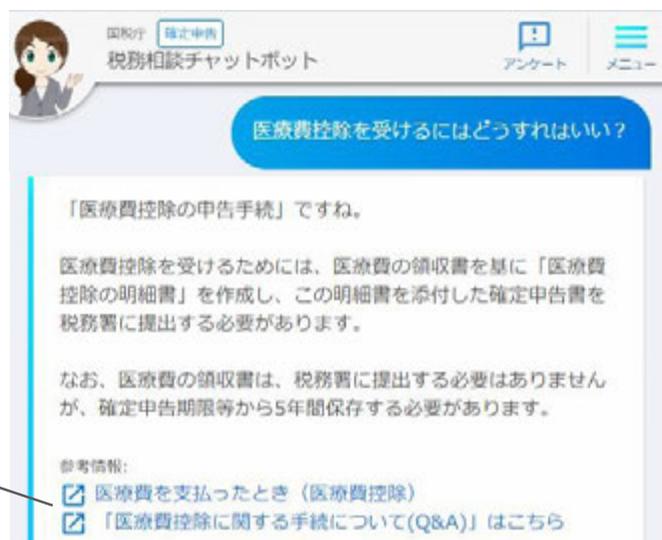
質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…  
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、  
参考情報の[リンク](#)をクリック



- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月12日から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→

確定申告書等作成コーナーの  
利用者の感想  
**94%の方が役立つ**  
と回答

確定申告書等作成コーナーの  
利用率  
**3人に2人が利用**

## STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



取得方法は裏面  
を見てね！



#### ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



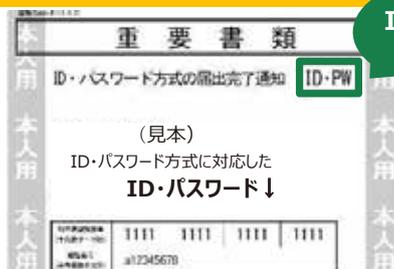
又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧は  
はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



ID・PW  
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 国税庁ホームページはこんなに便利！

## マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。  
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

## Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。  
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

## 困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員  
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談  
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請  
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。  
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

# 申告書の自動入力が始まります！

## 確定申告 × マイナポータル

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「**マイナポータル連携**」です。



証明書の発行主体

まとめて取得



マイナンバーカードと  
マイナンバーカード読み取り対応の  
スマートフォン  
(又はICカードリーダライタ)  
をご用意ください。



自動入力

証明書の内容の入力が不要！  
保険料の区分も自動判定！  
控除額も自動計算！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



※ 画面は開発中のものです。

マイナポータルはこちら

国税庁特設ページ



令和2年10月

マイナポータル連携のご利用に当たっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

国税庁 法人番号7000012050002



内閣府マイナポータル

# 申告書の自動入力が拡大します！

## 確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。令和2年10月時点の情報を基に作成しています。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力予定

令和4年分以降順次拡大予定

例えば・・・

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

ふるさと納税

源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

詳しくはこちら



国税庁マイナポータル連携特設ページ



国税庁 法人番号7000012050002

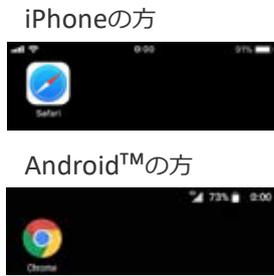
令和2年10月

## スマホ×確定申告 -ネクストステージ-

# 進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



### STEP 1 国税庁ホームページへアクセス



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



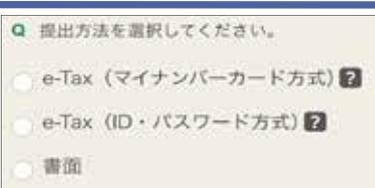
国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。

### STEP 2 提出方法を選択

#### 提出方法の選択



○マイナンバーカード方式  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式  
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

※ マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

#### ▶ マイナンバーカード方式



画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

#### ▶ ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)  
1234567812345678

パスワード (暗証番号)  
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

## STEP 3 金額などを入力

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

### 控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

### 氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

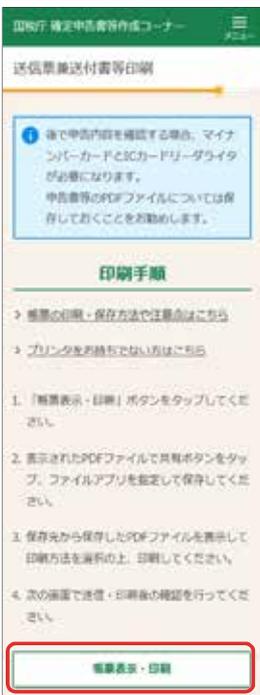
※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

## STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

## STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面は異なります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

### iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

### Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

### マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→

マイナンバーカード 取得方法



### ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

## 世田谷都税事務所からのお知らせ

### 1月 広報予定事項 短縮版

#### 1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

令和3年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。**令和3年2月1日（月）**までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用になれます。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ

問：償却資産について 資産が所在する区にある都税事務所  
電子申告について eLTAX ヘルプデスク（0570-081459）

#### 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

問：○中小企業者向け省エネ促進税制について

所管都税事務所の各税目担当班

主税局課税部（法人）03(5388)2963

主税局課税部（個人）03(5388)2969

○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について

クール・ネット東京 03(5990)5091

#### eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。

インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。

また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少した中小事業者等で令和3年2月1日（月）（消印有効）までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

詳細は、主税局HP又は下記問合せ先へ。

問：東京 23 区固定資産税コロナコールセンター 03-3525-4106（受付時間：平日9時～17時、開設期間：令和2年12月1日(火)～令和3年2月1日(月)）

## 令和2年分確定申告期における税務署等の閉庁日対応の実施について

玉川税務署より令和2年分の確定申告期における税務署等の閉庁日対応について、下記の通り実施する旨、連絡がありましたのでご案内いたします。

- 1 玉川税務署が閉庁日対応を行う合同会場  
ベルサール渋谷ファースト  
渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー 2F(渋谷駅より徒歩8分)
- 2 閉庁日対応の実施日  
令和3年2月21日(日)及び2月28日(日)
- 3 対応業務  
確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

“**美しさ**”を追求する  
Cosmetic & Beauty **ベストパートナーとして...**

豊富な経験と実績によるノウハウで**化粧品・医薬部外品 OEM**をサポートします。  
御社に合わせた多品種小ロットから大量生産まで全て自社生産で対応致します。

半世紀の実績と自社工場を持つ化粧品と医薬部外品の  
**受託製造専門メーカー**です。



**ISO9001, 22716**  
2018年12月 認証取得  
※ISO22716は成田工場、物流センターのみ取得。

- 基礎化粧品
- ヘアケア化粧品
- メイクアップ製品
- 浴用化粧品
- 粉体や塩などの加工原料の処理

粉末、液体、練り状など剤形を問わないものづくりができます。

**TÖYÖ** <https://www.toyo-kasei.co.jp>  
東陽化成株式会社 東京都世田谷区駒沢1丁目17番17号 真成ビル5階

TEL 03-5431-3080

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



## 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



**TK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 $\alpha$ Lタイプを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

業界初!  
オーダーメイド型定期保険  
Lタイプ $\alpha$

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型 $\alpha$ Lタイプ**：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**Mタイプ**：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)  
TEL 03-5489-6800

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)  
TEL 03-6894-9110

F-2019-1021 (2020年2月26日)  
20-073001